

鹿児島市立学校及び鹿児島市が設置する児童クラブ（桜島支所管内の鹿児島市立学校及び鹿児島市が設置する児童クラブに限る。）の一般廃棄物収集運搬業務仕様書

鹿児島市立学校及び鹿児島市が設置する児童クラブ（桜島支所管内の鹿児島市立学校及び鹿児島市が設置する児童クラブに限る。）の一般廃棄物収集運搬業務委託に関する仕様書は、次のとおりとする。

受注者は、別に締結される業務委託契約書とこの仕様書に基づき、信義を重んじ誠実に業務を履行しなければならない。

- 1 委託業務の名称 鹿児島市立学校及び鹿児島市が設置する児童クラブ（桜島支所管内の鹿児島市立学校及び鹿児島市が設置する児童クラブに限る。）の一般廃棄物収集運搬業務委託
- 2 収集を行う場所 桜島学校
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 作業内容
  - (1) 作業回数
    - ① 燃やせるごみ（生ごみを含む）・・・・・・・・週3回  
※収集箇所は2箇所とする。  
※令和8年度は、4月第1週目は2回、5月第2週目は1回、9月第4週目は1回、12月第5週目は1回の収集とする。  
※8月の1ヶ月間は、週1回の収集とする。
    - ② プラスチック容器類・缶・ビン } ・・・・・・・・月2回  
ペットボトル・古紙類 }  
※古紙類については、学校により収集の有無が異なるので学校の指示に従うこと。  
※12月29日～1月3日は、収集を行わないこととする。
  - (2) 作業時間 午前8時30分から午後4時までの間とする。
  - (3) 年間作業日数 166日
- 5 一般廃棄物の種類及び運搬先
  - (1) 燃やせるごみ（生ごみを含む）・・・・鹿児島市北部清掃工場又は南部清掃工場
  - (2) 資源ごみ（缶・ビン・ペットボトル・プラスチック容器類）・・・・鹿児島市リサイクルプラザ
  - (3) 古紙類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・古紙間屋
- 6 作業員の心得
  - (1) 作業員は、常に服装を正し、廃棄物置場を清潔かつ衛生的に収集を行い、運搬先までの道路上に廃棄物を散乱させないように努めなければならない。
  - (2) 作業員は、常に言語、態度を良くし他人に不快の念を与えないようにしなければならない。
  - (3) 作業員が作業中に器物を破損したとき及び学校敷地内において接触事故などを起こしたときは、必ず教育委員会総務課に届け出なければならない。
- 7 一般的事項
  - (1) 受注者は、最低賃金法の適用を受ける作業員に対しては、最低賃金法第4条に規定する最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
  - (2) 受注者は、一般廃棄物の収集運搬業務に関連する法令の主旨を尊重し、収集運搬作業に要する運搬車両、機械器具、その他の設備を備え、収集運搬作業の監督を行う者及び作業に従事する者に対し、作業の安全と衛生に関する研修を行うよう努め、収集運搬作業を行うにあたっては、安全かつ衛生的な方法で行うものとする。
  - (3) 一般廃棄物収集運搬作業に要する機械器具、消耗品及び手数料一切は受注者の負担とする。
  - (4) 収集運搬作業実施計画表（様式1）を契約締結後速やかに作成して、教育委員会総務課に提出しなければならない。

- (5) 業務委託処理実績報告書（様式2）を請求書と同時に毎月1回提出すること。  
なおこの場合における記載用紙は受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、本作業の改善又は手直しを要請された場合は、直ちに対応を図ることとする。
- (7) 収集運搬作業実施計画表に変更が生じた場合、若しくは計画表に記載の予定日時に作業を履行できない場合は、収集運搬作業実施計画変更届（様式3）を教育委員会総務課に提出し、承認を受けなければならない。
- (8) 受注者は、業務委託契約書及びこの仕様書に記載された事項については、作業の責任者及び作業員に周知させることとする。
- (9) この仕様書に記載のない軽微な事項であって、学校的美観、衛生の保持又は管理上必要と認められる事項は、適正に処理するものとする。

## 8 労働環境の確認に関する事項

- (1) 受注者は、本契約の履行に従事する従業員に係る労働環境に関し、鹿児島市指定の労働環境に係る調査票（様式4）・（様式5）を記入し、本契約締結後及び履行完了後速やかに提出するものとする。
- (2) 鹿児島市は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員から聞き取り調査等を行うことができるものとする。
- (3) 鹿児島市は、(2)の結果、受注者の本契約の履行に従事する従業員の労働環境が不適切であると認められる場合、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った改善内容を記載した報告書を鹿児島市に提出するものとする。